

「山口県海岸保全基本計画変更に係る技術検討会」設置要綱

(目 的)

第1条 本技術検討会は、国が定めた海岸保全基本方針（令和2年11月変更）に基づき、山口県沿岸の海岸保全基本計画を変更するにあたり必要となる、気候変動の影響を考慮した計画外力の設定等について、技術的見地から提言を行うことを目的とする。

(検討事項)

第2条 技術検討会は次に掲げる事項を検討する。

- (1) 気候変動の影響を考慮した計画外力の設定
- (2) 上記を踏まえた防護水準の設定
- (3) その他必要な事項

(構 成)

第3条 技術検討会は、別表の委員を充てる。

- 2 技術検討会に委員長を置き、委員長は委員の互選により決定する。

(運 営)

第4条 委員長は会議を招集し、これを主宰する。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する者がその職務を代理する。
- 3 技術検討会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、委員長が認める場合において、代理を出席させることができる。
- 4 委員長が必要と認める場合は、委員以外に意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 技術検討会の事務局は、山口県農林水産部漁港漁場整備課、土木建築部港湾課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるものの他、技術検討会の運営に必要な事項は技術検討会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月18日から施行する。

別表

山口県海岸保全基本計画変更に係る技術検討会 委員名簿

所属・役職	氏名
山口大学 名誉教授	三浦 房紀
山口大学大学院創成科学研究科 教授	朝位 孝二
国土交通省 国土技術政策総合研究所 河川研究部 海岸研究室 室長	柴田 亮
気象庁 福岡管区气象台 気象防災部 気候変動・海洋情報調整官	篠崎 覚